①

直撃

常勤ではないのに退職金

「経営委員の年収500万円ハイヤー追認機関」

都知事選で田母神氏以外の候補者を「人間のクズ」呼ばわりした作家・百田尚樹氏の言動などを見ていると、NHKの経営委員会とは「何なのか?」と思ってしまう。一応、表向きはNHKの会長人事や予算の割り当て、事業計画などを議決する「最高意思決定機関」なのだが、その内実はほとんど明かされていない。そこで2001年7月から07年7月まで2期6年間、委員を務めた国立音楽大名誉教授の小林緑氏に「経営委員の実態」を聞いてみた。

―まず、なぜ、小林さんが経営委員に選ばれたのでしょうか?

きっかけは就任の約2カ月前、総務省からの1本の電話です。いきなり「次期、経営委員になってもらいたい」と言われたのです。全く身に覚えがなかったので驚きました。総務省は「NHK全体の経営監督や会長の任命権がある」「VIP待遇です」などと説明する。なぜ自分なのか聞いてみると、「データベースで検索したら浮上した」と言うんですよ。退任する作家の平岩弓枝氏の代わりに文化系の女性を探していたらしいのです。私は大学で、女性の作曲家の研究・講義をしているが、それでよいのか? と尋ねても無反応でした。委員に70代が多い中、50代だったことなどが加味されたようです。音楽に携わっていたので、NHK交響楽団に意見を出すこともできるかもしれないと期待して、引き受けることにしました。

―打診は総務省からあるんですね。で、具体的なお仕事は?

NHK職員から〝御殿〟と呼ばれる東京・渋谷の放送センター12階にある部屋で月2回、2時間ずつ定例会が行われるんです。当時、地デジ移行に伴う機材の入れ替えは大きなテーマでした。私が、今までの機材がゴミになることや高齢者は地デジに対応するのが難しいのではないかと意見したら、地デジ専門の理事からは「国策です。いまさら何言ってるんですか」と怒られましたね。委員会事務局からも「そのことは触れちゃいけません」と言われました。議題を用意するのはNHK側で、会議の1週間前に大量の資料が送られてきます。事前に目を通しますが、財務や放送の専門用語などがあり、内容を理解するのは難しい。しかし、直接、説明を受けられるのは定例会の2時間だけですから、皆が個人的意見を言っていたら時間がなくなってしまう。そう考えて、結局、「はい、聞き置きました」と答えることが多かったです。議題が差し戻されることはほぼなかったし、委員会は追認するための機関なのだと感じましたね。

―委員の方はたいてい2期6年間務めますね。待遇はどのくらいなんでしょうか?

年収は2004年の不祥事以降徐々にカットされ、退任時はボーナスを加えて約500万円(現在は非常勤の場合、約495万円)。当初退職金もありましたが、当時経営委員は全員非常勤でしたから、私は常勤でないのに退職金はおかしいと意見しましたが、「もらって当たり前」という意見の委員もいました。黒塗りハイヤーの送迎もありますが、時間的にとても急ぐ場合以外、それは辞退して公共交通を使いました。そうしたのは、私と委員長だったJR東海会長くらいですね。委員や理事の入れ替わりなど節目には12階の〝御殿〟でパーティーがありました。今はどうかわかりませんが。高級ホテル顔負けの料理が並び、和服女性やタキシードの男性が給仕してくれます。委員会の運営費は相当、かかっているのではないでしょうか。

意見を言っても反

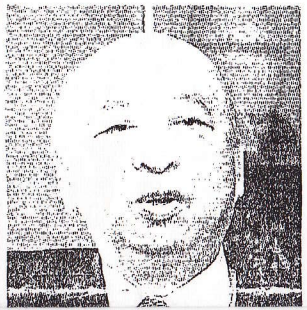

▷こばやし・みどり
1942年生まれ。東京芸術大学、同大学院を経てフランス給費留学生としてパリ大学付属音楽学研究所でフランス音楽史を学ぶ。帰国後、国立音楽大学音楽学教員。現在は名誉教授。

実態？ 00万円付きの関です」

問題発言の籾井会長に対して「辞任を求める委員はいなかった」と浜田委員長は言うが……

映されず全会一致

「全会一致で続投決定」（海老沢元会長）

——04年には、制作費不正支出問題などの不祥事が発覚しました。海老沢勝二会長に多くの批判が集まりましたが、この時はどんな感じでしたか？

委員長が委員一人一人に海老沢氏の続投について意見を聞きました。私は「お咎めなしで3期目はおかしい」と言いましたが、定例会の発表では「多数決により全会一致で続投」になっていた。他の委員と議論していないし、不透明さが残りましたが、後に委員長と海老沢氏は仲良しだったと聞いて納得しました。現会長の籾井氏の慰安婦発言騒動も同じではないでしょうか。浜田委員長は「辞任を求める委員はいなかった」と言ってますね。

——その辺が非常に不透明ですね。「お咎めなし」では、という条件がいつの間にか、削除されてしまう。籾井続投も「条件付き続投」だったかもしれませんね。

07年6月には、委員長に任命された富士フイルムHD社長の古森重隆氏について、安倍首相と個人的関わりが深いとメディアで騒がれました。定例会でそのことに触れましたが、橋本元一会長は「議題ではない」とし、議事録には残してもらえませんでした。

委員会は番組にはノータッチ

——従軍慰安婦問題を取り上げた「ETV2001」（01年1月放送）の改変問題については、どうですか。07年1月、東京高裁は改変を認定し、NHKは即日上告する騒ぎになりました。

上告した日のNHKのニュースは、敗訴していることが分からないように画面から勝訴側の女性の姿を抑え気味にしたり、関連報道も19時のニュースではなく21時に回したり、扱い方があまりに酷かったため、次の定例会では、経過報告がなかったことも含め、抗議しました。すると、NHK側は委員会は個々の番組のことはノータッチですと。NHKには中央、地方と全体のそれぞれに「番組審査委員会」があるので、経営委員会は〝関係ない〟というのです。また、裁判をした女性国際戦犯法廷のグループが、「政治的な付度がないのであれば元の番組と比べる上映会をしたい」と申し出ていたため、定例会で「公平なら堂々と見せるべき」と指摘しましたが、これも「著作権があるから」と拒否されました。

——まさに伏魔殿ですが、6年間を振り返ってみて、今、どういう感想をお持ちですか？

収穫がなかったわけではありません。04年に相次いだ不祥事をキッカケに議事録が作られるようになった。議事録は00年9月から公開されてはいますが、発言者の記録はおざなりなものでしかなかったんです。多くの経営委員が「記名じゃないと意味がない」と指摘して実現させました。また、このとき、NHKの理事会側だけではなく経営委員会にも独立した事務局ができました。そのため議事録もNHKのチェックが働かないように確認できるようになりました。とはいえ、経営委員だけで議論する機会がほとんどなく、十分な改革とはとてもいえませんでした。精いっぱい意見は伝えてきたつもりですが、振り返るたび、もっと萎縮せず言えばよかったと今でも思っています。

【憲法って何？】◇12◇

NHK問題で露呈 報道の自由の危機

小林 緑さん

「私は安倍晋三総理の応援団です」。NHK経営委員の長谷川三千子埼玉大名誉教授のこの言葉に、あぜんとしました。1月、福島瑞穂社民党副党首らが参議院議員会館で開いた女性集会に突然現れ、飛び込みで発言したのです。

NHKは報道機関として権力をチェックする役割があります。経営委員会はNHKの最高意思決定機関で、会長を選ぶ権限もあります。私は2001年から07年まで委員を務め、集会にも参加していました。言う義務があると思い「時の総理を応援するような人に経営委員の資格はない」と反論しました。

長谷川委員は、一度退陣した安倍首相に、再登板を求める声明を出したグループの一人です。「女は家で育児、男は外で仕事」とも主張している。朝日新聞に短銃を持って入り自殺した政治団体代表をたたえる追悼文も書きました。

同じく声明に名を連ねた百田尚樹経営委員は、東京都知事選で元自衛官以外の候補を「人間のくず」と呼びました。籾井勝人NHK会長に至っては「慰安婦問題はどこの国にもあった」などと言った。

NHKは巨大な放送局で影響力があります。だから権力を握った政治家は、思いのままに動かしたいという誘惑に駆られるのでしょう。でもそれは憲法の表現の自由、報道の自由、知る権利を危うくすることにつながります。

経営委員になって、おかしいと思ったのは当時の海老沢勝二会長の辞任問題です。職員の使い込みなど不祥事が続き、経営委員長が、各委員から個別に賛否を聴取しました。私は辞任すべきだと申し上げましたが、記者発表は「多数決の結果、全会一致で再任」でした。第1次安倍内閣の07年、首相に近い古森重隆富士フイルム社長の経営委員長内定が報道されました。定例会で尋ねると「今日の議題ではない」と退けられました。

慰安婦の特集番組をめぐる裁判もありました。東京高裁が「NHK幹部が、自民党政治家の意図を忖度して番組を改編した」と認定しましたが、7時のニュースはちょっと流すだけ。NHKが上告しても、定例会では何の説明もない。「おかしい」と言うと、また「今日の議題ではない」。

NHKは問題山積です。でも12年、吉田隆子（1910～56年）の一生を描いた番組が放送されました。治安維持法で弾圧されながら、指揮棒を振った女性作曲家です。広島出身の、原爆にこだわった番組を作り続けるディレクターがかかわっている。立派な憲法を生かさない幹部たちがいる一方、こういう番組作りに努める人もいる。

私が経営委員に選ばれたのは、こうした埋もれた女性作曲家を発掘する私の研究を紹介してくれた新聞記事のおかげでした。クラシック音楽における男女差別の研究です。総務省から、ある日突然「経営委員に」との電話があり「どうして私が」と聞くと、データベースで読んだとのことでした。

実は米国の憲法にも書いていないのが、日本国憲法24条の男女平等です。米国の押しつけ憲法という人がいますが、24条は宝です。

私の父は、娘ばかり4人の子供に対し「絶対結婚するな。教育するのは男に食わせてもらうためじゃない」が口癖でした。主婦だけが人生ではない、ということでしょう。母親も戦争中「皇室なんていらない、宮城遥拝はばかばかしい」との姿勢を貫きました。皇居に向かって頭を下げる儀式です。

そのせいでしょうか、教員になった時、今度は私が学生に伝えるべきことを伝えようと思いました。クラシック音楽では、男社会の価値である重厚長大が尊ばれ、才能があっても女性作曲家は評価されない、これはおかしいと―。

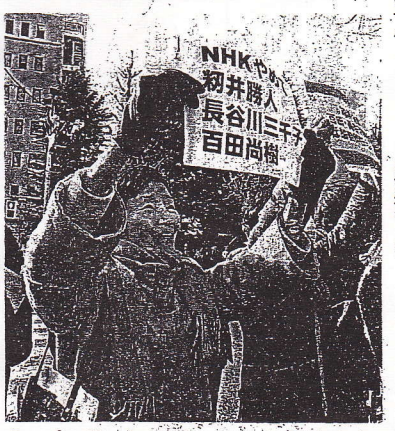

こばやし・みどり　東京出身。東京芸術大学大学院音楽研究科修了。東京都立川市にある私立国立音楽大名誉教授。埋もれた女性作曲家のコンサートを続けている。3月8日の国際女性デーにも東京渋谷区、日仏会館で開く。著書は「女性作曲家列伝」（平凡社）など。

音楽の男女差別研究で実感 24条は宝

例えば歌。会場を圧倒するような声量が「すごい」とされる。楽器も同じ。重そうな工業製品が多いでしょう。軽やかで繊細で小さい、ピアニシモのような音は評価されない。木や毛皮といった自然素材の民族楽器はだめなのです。

曲も重厚長大です。ヘンデルのメサイア、モーツァルトのレクイエム、ベートーベンの第9、バッハのマタイ受難曲。もともと王侯貴族のお抱え作曲家たちですから、権威に仕える保守的な音楽なのです。若いときより晩年の方が、円熟して精神性が高まるという思いこみもある。フランスのフォーレは、若いときに作った「夢のあとに」などの人気が一般には高い。でも専門家が評価するのは晩年の訳の分からない曲。小難しくなくては教養を疑われると思っているのでしょう。

こうした男性の価値観を離れ、公平な目で世界を見ると、すばらしい女性作曲家がたくさんいる。フランスのセシル・シャミナードやポリーヌ・ヴィアルド等々。

私は、みんながベストだと思うことをもっとやり抜けば、と思います。私は、女性作曲家の発掘を一生懸命する。それがクラシックの男女差別を知った私の義務だから。同様に例えば、慰安婦と接した元日本兵は、勇気を出して名乗り出てほしい。若い世代に事実を伝えてほしい。そんな人がどんどん増えれば、憲法は豊かになるのではないでしょうか。

③

放送法（抜粋）

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一　放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二　放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三　放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第２章　放送番組の編集等に関する通則

（放送番組編成の自由）

第３条　放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送等の放送番組の編集等）

第４条　放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一　公安及び善良な風俗を害しないこと。

二　政治的に公平であること。

三　報道は事実をまげないですること。

四　意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

第３章　日本放送協会

（経営委員会の組織）

第30条　経営委員会は、委員12人をもつて組織する。

２　経営委員会に委員長１人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

３　委員長は、委員会の会務を総理する。

４　経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（委員の任命）

第31条　委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならない。（委員の権限等）

第32条　委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。

２　委員は、個別の放送番組の編集について、第３条の規定に抵触する行為をしてはならない。

第52条　会長は、経営委員会が任命する。

２　前項の任命に当たつては、経営委員会は、委員９人以上の多数による議決によらなければならない。

３　副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

（国際放送の実施の要請等）

第65条　総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

２　総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

３　協会は、総務大臣から第１項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

④

1 自主・自律の堅持

NHKは、公共放送として、憲法で保障された表現の自由のもと、正確で公平・公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義の発展と文化の向上に寄与する。

この役割を果たすため、報道機関として不偏不党の立場を守り、番組編集の自由を確保し、何人からも干渉されない。ニュースや番組が、外からの圧力や働きかけによって左右されてはならない。NHKは放送の自主・自律を堅持する。

全役職員は、放送の自主・自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき、すべての業務にあたる。

日々の取材活動や番組制作はもとより、NHKの予算・事業計画の国会承認を得るなど、放送とは直接関係のない業務にあたっても、この基本的な立場は揺るがない。

1 表現の自由

日本国憲法　第21条（表現の自由）

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

放送法　第1条（目的）

この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一　放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二　放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三　放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

2 放送番組の編集

放送法　第3条（放送番組編集の自由）

放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

放送法　第4条（国内放送等の放送番組の編集等）

放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一　公安及び善良な風俗を害しないこと。

二　政治的に公平であること。

三　報道は事実をまげないですること。

四　意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

（以下略）

放送法　第81条（放送番組の編集等）

協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たつては、第4条第1項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

一　豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

二　全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。

三　我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

（以下略）

上の第4条は、NHKと民放に共通する番組準則だが、さらに、NHKにのみ追加される条文として第81条がある。

また第5条（番組基準）の規定によって、放送局は、自ら放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。NHKの国内番組基準の冒頭部分を記す。

NHK国内番組基準

日本放送協会は、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、よい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、日本放送協会は、その放送において、

1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそうものであることを基本原則として、ここに、国内放送の放送番組の編集の基準を定める。

➡59ページ　資料編「NHK国内番組基準」

3 自律の仕組み

放送法で定められた自律の仕組みとしては、このほか、放送法第6条（番組審議機関の設置）に基づく放送番組審議機関がある。

NHKは、国内放送に関わる「中央放送番組審議会」と地域ごとの8つの「地方放送番組審議会」、国際放送に関わる「国際放送番組審議会」を設けている。委員は各方面の学識経験者の中から選び、基本的に毎月1回審議会を開いて、審議内容をホームページなどで公開している。

番組基準や番組編集に関する基本計画を定めたり、変更したりする場合には、番組審議会に諮問している。番組審議会から答申や意見の申し出があった場合は、これを尊重して番組編成に反映させている。

またNHKは、放送法の規定（第27条、第39条第3項）に基づいて、視聴者対応報告を毎月、会長から経営委員会に報告し、NHKホームページなどで公表している。

➡55ページ　資料編「放送法（抜粋）」

1 自主・自律の堅持

4 自主的な取り組み

NHKは放送法に定められた自律の仕組みに加えて、番組やサービスの向上を図るため、自主的に、番組考査や番組モニター評価、放送評価調査などを実施している。

さらに民放とともに「放送倫理・番組向上機構（BPO）」を作っている。BPOは、視聴者と放送局をつなぐ第三者機関で、視聴者から寄せられた放送に対する意見や苦情、放送倫理上の問題について、独立した立場で判断し、放送局に伝えることで、放送倫理を高めていくことを目的としている。

➡54ページ「16　誠意ある対応　③BPO（放送倫理・番組向上機構）」

NHKは、表現の自由を守るため、今後とも、自律的な取り組みに力を尽くし、公共放送として、正確で公平・公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供していく。

⑤

ＮＨＫ歴代会長

	名前	在職期間	出身
初代	岩原謙三	1926/08/06～1936/07/12	社団法人東京放送局
2代	小森七郎	1936/09/05～1943/05/15	逓信省
3代	下村宏	1943/05/15～1945/04/07	朝日新聞社
4代	大橋八郎	1945/04/21～1946/02/20	日本電信電話公社
5代	高野岩三郎	1946/04/26～1949/04/05	大原社会問題研究所
6代	古垣鉄郎	1949/05/30～1956/06/13	朝日新聞社
7代	永田清	1956/06/13～1957/11/03	日新製糖
8代	野村秀雄	1958/01/14～1960/10/17	熊本日日新聞社
9代	阿部真之助	1960/10/17～1964/07/09	東京日日新聞社
10代	前田義徳	1964/07/17～1973/07/16	朝日新聞社
11代	小野吉郎	1973/07/17～1976/09/04	郵政省
12代	坂本朝一	1976/09/21～1982/07/02	ＮＨＫ
13代	川原正人	1982/07/03～1988/07/02	ＮＨＫ
14代	池田芳蔵	1988/07/03～1989/04/04	三井物産
15代	島桂次	1989/04/12～1991/07/16	ＮＨＫ
16代	川口幹夫	1991/07/31～1997/07/30	ＮＨＫ
17代	海老沢勝二	1997/07/31～2005/01/25	ＮＨＫ
18代	橋本元一	2005/01/25～2008/01/24	ＮＨＫ
19代	福地茂雄	2008/01/25～2011/01/24	アサヒビール
20代	松本正之	2011/01/25～2014/01/24	ＪＲ東海
21代	籾井勝人	2014/01/25～	日本ユニシス

平成25年度　会長等の標準報酬

役　職	月額報酬	期末報酬 （各　期）	年間報酬額
会　長	2,110,000円	2,800,000円	30,920,000円
副会長	1,830,000円	2,470,000円	26,900,000円
専務理事	1,600,000円	2,200,000円	23,600,000円
理　事	1,490,000円	2,090,000円	22,060,000円

（注）上期の期末報酬については、経営委員会が行う会長等の24年度の業績評価の結果により、100万円を上限に増額または100万円（会長は200万円）を下限に減額することがある。

⑥

NHK経営委員会委員一覧

委員長	浜田　健一郎	（株）ＡＮＡ総合研究所　取締役会長	
委員長職務代行	上村　達男	早稲田大学法学部　教授	
委員	石原　進	九州旅客鉄道（株）　取締役会長	原発推進
委員	上田　良一	ＮＨＫ経営委員会　委員（常勤） 前 三菱商事（株）代表取締役副社長執行役員	
委員	中島　尚正	（学）海陽学園海陽中等教育学校長	安倍氏ブレーンＪＲ東海会長葛西敬之と親密
委員	長谷川 三千子	埼玉大学名誉教授	2012 年 9 月自民党総裁選で安倍を応援
委員	百田　尚樹	小説家、放送作家	2012 年 9 月自民党総裁選で安倍を応援。2014 年 2 月都知事選田母神候補応援。2013 年 12 月安倍との共著「日本よ、世界の真ん中で咲き誇れ」（ワック）刊行
委員	本田　勝彦	日本たばこ産業（株）顧問	安倍少年時代の家庭教師
委員	美馬　のゆり	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授	
委員	宮田　亮平	東京藝術大学学長	
委員	室伏　きみ子	お茶の水女子大学ヒューマンウェルフェアサイエンス研究教育寄附研究部門教授	
委員	渡邊恵理子	弁護士	

作成者内野光子補記

⑦

近年の経営委員長

須田　寛	1998. 6.23～2004. 4.10	ＪＲ東海初代会長、現相談役
石原邦夫	2004. 12.21～2007. 4.10	元東京海上日動火災社長、ミレアホールデイングス社長
古森重隆	2007. 6.26～2008. 12.21	富士フィルムホールデイングス取締役会長
小丸成洋	2008. 12.22～2011. 1.25	福山通運社長
数土文夫	2011. 4.12～2012. 5.24	元ＪＦＥ社長、現東京電力会長
浜田健一郎	2012. 9.11～	ＡＮＡ総合研究所取締役会長

1　この基準は、平成20年4月1日から施行する。

■平成26年1月1日現在、常勤の経営委員会委員は、委員の役職の者1名が在任

（別　表）

（改正 平成25.4.23議決、平成25.4.1適用）

（非常勤）

※非常勤の経営委員会委員は、その役職に応じ下記の金額を支給する。

役　職	月額報酬	期末報酬（各期）	年間報酬
委　員　長	387,000円	774,000円	6,192,000円
委員長職務代行者	348,300円	696,600円	5,572,800円
委　　員	309,600円	619,200円	4,953,600円

※非常勤の経営委員会委員で監査委員会委員に任命された者は、その役職に応じ、上記の月額報酬に、下記に定める額を加算して支給する。

加　算　額	154,800円

役　職	月額報酬	期末報酬（各期）	年間報酬
委　員　長	541,800円	774,000円	8,049,600円
委員長職務代行者	503,100円	696,600円	7,430,400円
委　　員	464,400円	619,200円	6,811,200円

（常勤）

※常勤の経営委員会委員は、その役職に応じ下記の金額を支給する。

役　職	月額報酬	期末報酬（各期）	年間報酬
委　員　長	1,932,500円	3,865,000円	30,920,000円
委員長職務代行者	1,681,250円	3,362,500円	26,900,000円
委　　員	1,378,750円	2,757,500円	22,060,000円

⑧

経営委員会委員の服務に関する準則

（総則）

第１条　この準則は、放送法第６２条に基づき、日本放送協会の経営委員会委員が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に執行するために必要な服務に関する事項を定めたものである。

（服務基準）

第２条　経営委員会委員は、放送が公正、不偏不党な立場に立って国民文化の向上と健全な民主主義の発達に資するとともに、国民に最大の効用と福祉とをもたらすべき使命を負うものであることを自覚して、誠実にその職責を果たさなければならない。

（職務専念義務）

第３条　経営委員会委員は、公共放送を支える受信料の重みを深く認識し、職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

（忠実義務）

第４条　経営委員会委員は、放送法その他の法令および定款を遵守し、日本放送協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第５条　経営委員会委員は、日本放送協会の名誉や信用を損なうような行為をしてはならない。

（機密保持）

第６条　経営委員会委員は、職務上知ることのできた機密（個人情報を含む）を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（情報の私的利用の禁止）

第７条　経営委員会委員は、職務上知ることのできた情報を個人の利益のために利用してはならない。

（兼職禁止）

第８条　常勤の経営委員会委員は、営利を目的とする団体の役員となり、または自ら営利事業に従事してはならない。

附　則　この準則は、平成２３年６月３０日から施行する。

⑨

平成24年度　決算の要約

1　業務の実施状況と収支決算の状況（前年度決算との比較）

＜業務の実施状況＞　～３か年経営計画への取り組み～

1. 公共
- いかなる災害時にも公共放送の機能を果たすため、本部・大阪局等の設備と体制を強化
- ＮＨＫスペシャルや地域放送等で、東日本大震災を検証し、復興を支援する番組を放送

2. 信頼
- ＮＨＫスペシャル「世界初撮影！深海の超巨大イカ」など世界に通用する質の高い番組を放送
- 第46回衆議院議員総選挙、オリンピックロンドン大会の放送を実施
- ＮＨＫワールドＴＶで英語ニュースの放送時間拡大、受信環境整備を推進

3. 創造・未来
- オリンピックロンドン大会のパブリックビューイング等でスーパーハイビジョンを推進
- 放送通信連携サービス「ハイブリッドキャスト」の開始に向けた開発

4. 改革・活力
- 効率的な業務体制の構築など営業改革の推進により、営業経費を抑制
- 視聴者のみなさまの評価に基づくＮＨＫ独自の手法により、経営計画の基本方針の達成状況を把握・分析し、業務に反映

平成24年10月より、受信料額は、口座・クレジット支払で月額120円等の値下げを実施しました。

＜収支決算の状況（前年度決算との比較）＞

事業収入は63億円の減収となりました。このうち受信料は、値下げによる218億円の減収影響がありましたが、全組織を挙げて業績確保の前倒し等に取り組んだ成果により、13億円の減収にとどめました。

事業支出は公共放送の機能強化など経営計画の重点事項を着実に実施する一方で、業務全般にわたって効率的な運営を徹底した結果、35億円を抑制することができました。

事業収支差金は28億円の減となり、収支全体では減収減益となりました。なお、事業収支差金の195億円は、新放送センターの建設等に備え、25年度に建設積立金（資産）に繰り入れます。

（１）一般勘定・事業収支決算表

（億円）

区分	23年度決算額	24年度決算額	増減額	増減率
事業収入	**6,667**	**6,603**	**△ 63**	**△ 0.9%**
受信料	6,401	6,387	△ 13	△ 0.2
その他の事業収入	266	216	△ 49	△ 18.6
事業支出	**6,443**	**6,408**	**△ 35**	**△ 0.5%**
国内放送費	2,702	2,774	71	2.6
国際放送費	129	144	14	11.5
契約収納費	599	575	△ 23	△ 3.9
受信対策費	207	107	△ 99	△ 47.9
給与	1,230	1,220	△ 10	△ 0.9
退職手当・厚生費	587	635	47	8.1
減価償却費	704	670	△ 34	△ 4.8
その他の事業支出	281	280	△ 1	△ 0.5
事業収支差金	**223**	※1 **195**	**△ 28**	――

区分	23年度末	24年度 建設積立金繰入れ	24年度 収支改善等	24年度 年度末残高	25年度 建設積立金繰入れ（予算総則第10条）	25年度 6月末残高
建設積立金（資産）	―	583	―	583	※1 195	779
財政安定のための繰越金	1,441	△583	※2 223	1,080	△195	885

※1　25年度に予算総則第10条を適用して建設積立金（資産）に繰り入れます。
※2　事業収支差金195億円と固定資産充当資本から組み入れる27億円の合計額です。

（注）・消費税の会計処理は税抜方式によります（23年度決算までは税込方式によっていましたが、23年度の金額は比較のため税抜で表示）。
・金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

毎日新聞
2014年(平成26年)5月5日(月)

公共放送の本質 理解せず

経営委員長職務代行 上村 達男氏

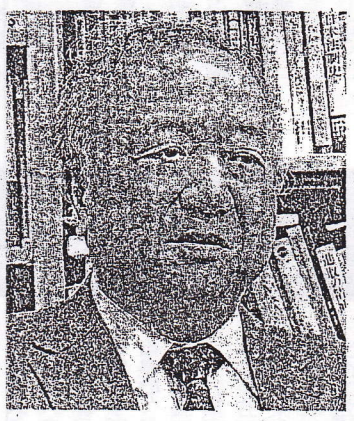

経営委員長職務代行を務める上村達男・早稲田大教授は、籾井会長が就任時の発言を取り消した後も、経営委で繰り返し発言の問題点を指摘してきた。真意を聞いた。

――どこに問題があるのか。

◆会長は（就任記者会見の）発言を取り消し、個人的見解を公表したことを謝罪したが、自身の考えは変わらないと述べている。私は個人的見解そのものに「誤り」があると考える。一つは国際放送について言及した「政府が『右』と言うものを『左』と言うわけにはいかない」。もう一つは特定秘密保護法についての「（成立したので）もう言ってもしょうがないんじゃないか。政府が必要だという説明だから、様子を見るしかない」。その他の点も含め、こうした見解を持ち続けたまま会長職を続けることはできないはずだ。

――個人的見解は思想・信条の自由では済まされないのか。

◆報道機関としての自主性、独立性を放棄しているし、多様な意見を伝え「民主主義の発展に資する」（放送法）という公共放送の本質的な役割を理解できていない。与野党が意見の違いを超えて賛成してきた予算で運営していることへの自覚もない。私は「勉強した結果、考えを改めた」と自身の言葉で釈明できれば局面が変わると考え、会長にも直接説明しようとしてきた。しかし、その機会はなく、考えは変わらないようだ。

――経営委の任命責任を問う意見もある。

◆もちろんあるが、今回、慎重に検討した任命手続きについての疑念は出ていない。候補者として浮上した段階では、籾井会長については一流商社（三井物産）で副社長を務め、海外経験も豊富といった積極情報しかなかった。放送法を順守するとも話していた。その後の発言はまさかという感じだ。

――経営委は会長といかに向き合っていくか。

◆番組についての思いをほとんど語ったことがない会長が、何をしたいのか明らかではないが、経営委の一人として、職務執行を厳しく監視監督していく。

2014.5.8 朝日

私の視点

元NHK監事
黒川 次郎（くろかわ じろう）

NHKの会長選任

公募導入し独立性確保せよ

今年1月に就任したNHKの籾井勝人会長に対し、任命した経営委員会がその言動をめぐって再三注意し、会長が提案した副会長人事についても同意をいったん見送った。極めて異常な事態だといわざるを得ない。

いうまでもなくNHKの経営意思決定機関である経営委員会の最大の役割は、NHKの代表権を有する会長に適切な人材を選任することである。それでは両者の関係はどうあるべきか。

振り返ってみると、筆者が当時の監事として在任していた1990年代、経営委員会の主だった委員と会長以下の執行部との間では、公式、非公式の場で意思疎通が図られ、適切な議論が行われていたように思う。お任せやなれ合いではない一定の信頼関係が成り立っていた。

しかしながら、NHKの経営委員会と会長をめぐる最大の問題は、両者の間がうまくいっていないことではなく、経営委員会が会長を選任する仕組み自体に国民の不信感が生じたことだ。今回の会長選出について様々なメディアの報道もあり、公共放送のトップの選出が果たして適切に行われたのか、任命した経営委員会の運営の実態はどうなのか、多くの国民の疑念を招いているといえよう。

問われるのは、会長の選任過程の不透明さである。もともと会長を決める経営委員は首相が任命する仕組みになっているため、時の政権が有利になるような介入を生むとみられかねない。

今回の事態を踏まえ、経営委員会の独立性の強化を図る放送法改正案が民主党などから衆議院に提出されている。経営委員候補者選定委員会や会長指名委員会を設けるなどの内容である。実現すれば、公共放送の自立性をより高めるに違いない。ただ、このような法改正をまつのではなく、直ちに着手してほしいことがある。

それは、今後の会長選任について、一定の基準に合致する自薦・他薦の候補者を公募するという仕組みをつくることである。選定基準や具体的な手順を経営委員会の内規に定めて公表するなど、選任過程の透明性を高めることも必要だ。その過程で「なぜ、この人なのか」という情報を多くの国民が共有することができる。

NHKが公共放送の役割を今後もきちんと担っていくために必要なのは、時の権力と一線を画した独立性を保つことである。会長の候補者を公募し、選任過程を透明化することは独立性の確保にもつながる。多くの国民の納得の得られる仕組みをつくることで、経営委員会が自主・自律の姿勢を示すことを期待したい。

社説 Editorials

NHK会長

これで信頼保てるのか

朝日

営利を目的とせず、国家の統制から自立して、公共の福祉のために放送事業を行う。だから視聴者が、受信料を払って支える。公共放送のNHKとは、そんな存在である。

その業務を統括して管理するのが会長である。なのに、会長自身が、公共放送の信頼に関わる言動を続けている。

4月30日の理事会でのこと。籾井勝人会長が、消費増税に不安を抱える人を取材したニュース番組について、「困ったというだけではニュースにならない」といった趣旨の発言をし、同じ番組の中で、低所得者への負担軽減策の議論も取り上げるべきだと主張した。

報道の際、異なる見方を紹介するのは歓迎すべきことだ。放送法も、NHKに限らず放送番組は「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と定めている。

だが、異論とのバランスは、放送される番組全体で判断するという法解釈が一般的だ。個々の番組だけで考えねばならないということではない。理事たちが「いろいろな観点を、様々な機会をとらえて報道している」と説明しても会長は納得しなかったという。

責任者として、番組の内容に関する議論に会長が加わることもあるだろう。だが籾井氏は1月の就任会見で、政府に寄り添うような発言をした。「公式の場で個人的な見解を述べた」と撤回し、「私の見解を放送に反映することはない」としたが、公共放送に携わる者として考え違いだったとは認めていない。

その籾井氏が政策に関わるニュースに注文をつければ、どうなるか。権力を監視するジャーナリズムの役割が十分に果たせるのかといった疑問も浮かぶ。会長の意向を忖度し、政府に批判的な報道がしにくくなるのではないかとの不信感も出てくるだろう。

会長は人事でも、強引な手法を重ねている。

就任早々、日付のない辞表を理事に提出させた。4月下旬の理事人事では、2月に再任したばかりの専務理事2人に特段の理由なく辞任を迫った。人事案は「情報が漏れる恐れがある」と、意思決定権を持つ経営委員会に直前まで示さず、同意を求めた。理事の担当替えなどで説明を求めた経営委員には、「会長の専権だ」と応じた。

公共放送は必要と期待しながら受信料を払う人たちの思いを、どれほど、くみとっているのだろうか。

2014・5・8

会長語録でみるNHK

1925年3月22日、開局式のあいさつで

放送局の当事者も聴取者も「自治的自覚」と「倫理的観念」とをもって「新文明の利器を活用」していかなければならない。「自治的に立派なる成績と民衆的道徳の模範を示さなければならない」

後藤新平
(東京放送局総裁)

38年元日、放送での新年のあいさつで

「非常時局に際し国民精神の振作を図ることは極めて肝要であり、ラジオは絶えず政府と協力し、ニュース、講演、演芸、音楽などを通じて国民精神総動員運動の趣旨の徹底に努め、かつ実行運動に参加している」

41年12月、アジア太平洋戦争開戦の日、全職員に対して

「…戦時下わが放送事業がよくその使命を全うするか否かは聖戦完遂に影響するところ実に大なるものがあることは論ずるまでもないのであります。…諸君は今日よりいよいよ滅私奉公の大精神に徹して相共に渾然(こんぜん)一体となり放送報国の大使命に全力を挙げて邁進(まいしん)していただきたいのであります」

小森七郎

46年4月30日、会長就任あいさつで

「ラジオを通ずる新日本建設の事業は、民主日本の建設である以上、その対象は非常に広汎な国民大衆であり、勤労大衆がその中核である。したがってラジオは、この大衆とともに歩み、この大衆のために奉仕せねばなりません。太平洋戦争中のように、もっぱら国家権力に駆使され、国家目的のために利用されることは、厳にこれを慎み、権力に屈せず、ひたすら大衆に奉仕することを確守すべきであります」

「大衆にこび、これに盲従することであってはならない。ラジオの真の大衆性は大衆とともに歩み、大衆と手を取り合いつつ、大衆に一歩先んずることである」

高野岩三郎

60年、10人ほどの自民党議員が来て「NHKの番組は左偏向している」と糾弾したことに対して

「君らがなっていない」「君らは、もっと政治を勉強したまえ。NHKのことは俺に任せたがいい」

野村秀雄

会長(64～73年)として行った局長研修の講話で

「NHKはわれわれの組織ではなく視聴者全体の組織」「少なくとも1万6000(当時の職員数)の運命を私にたくされているという私の責任感、またNHKを代表して視聴者との関係を発展させていく最高責任者だという立場の責任感は、一瞬といえども、私自身の気持ちからいえば私個人の生活をむさぼっているわけにはいかない」

前田義徳

89年3月15日、衆院逓信委員会(現総務委)委員長主催のパーティーあいさつで

「会長に就任するとき、放送法の第1条からずっと勉強して暗唱もしました。でも、あるとき、自民党の加藤六月先生に『NHKは不偏不党でなくては』と申し上げたら、『もともとNHKにはそんなものはない』と言われた。以来、私も『そうかなあ』と思うようになった」

池田芳蔵

91年8月1日、会長就任時に管理職に向けて

「あなた方は部下にいい仕事をさせることを第一に考えてほしい。いたずらに管理偏重、あるいは事なかれ主義、無難に収めればいいと考えないで、自らの責任の下で最善と思われる仕事を部下たちと一緒にやっていただきたい。余分な制約や不必要な配慮は往々にして創造性というものを失わせてしまいます」

川口幹夫

2000年4月発行の著書「デジタル公共放送論」で

「NHKのオーナーは日本国民なのです。われわれは国民の皆さんからあずかった文化機関を、皆さんに代わって運営しているのです」

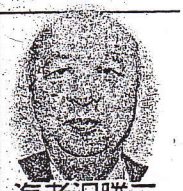

海老沢勝二

※「20世紀放送史」(NHK)や自伝などから引用。(敬称略)

NHK会長と経営委員の暴言

籾井勝人 ＮＨＫ新会長

「慰安婦の問題はどこの国にもあった」
「政府が右ということを左というわけにはいかない」
（1月25日、会長就任会見）

NHK会長就任記者会見での質疑応答

- **特定秘密保護法**に関する質問について報道が少ない・姿勢が政府寄り、との指摘には「まあ一**応通っちゃったんで、言ってもしょうがないんじゃないか**と思うんですけども･･･」と断りつつ、「**あまりカッカする必要はない**」。
- **竹島問題・尖閣諸島問題**の質問ついて「日本の立場を国際放送で明確に発信していく･･･。**政府が『右』と言っているのに我々が『左』と言うわけにはいかない**」。
- 放送内容の質問については「**日本政府と懸け離れたものであってはならない**」。
- **慰安婦**の質問について「今のモラルでは悪いんですよ」としつつ、補償問題は日韓基本条約で解決済みと述べ、「**戦争をしているどこの国にもあった**」としてフランス、ドイツの名を挙げた。

百田尚樹 ＮＨＫ経営委員

「南京大虐殺はなかった」
「東京裁判は米軍が大虐殺をごまかすためだった」
（2月3日、都知事選・田母神候補の応援演説）

- 日本軍創設を主張し、対談で「安倍政権では、もっとも大きな政策課題として**憲法改正に取り組み、軍隊創設への道筋をつくっていかねばなりません**」と述べた。
- 2012年自由民主党総裁選挙に際して安倍晋三と対談し、**もう一度内閣総理大臣を目指すよう背中を押した。**
- 久保有政の説を根拠に**南京事件を否定**している。2014年2月、東京都知事選で田母神俊雄の街頭演説に参加した際には、「1938年に蒋介石がやたらと宣伝したが、世界の国は無視した。なぜか。そんなことはなかったからだ」とも述べている。**東京大空襲や原爆投下については「大虐殺だった」とし、「東京裁判はそれをごまかすための裁判だった」**と主張した。他候補を**「人間のクズみたいなやつ」**と切り捨てた。
- 日本国憲法第9条第1項を否定し、「すごくいいことを思いついた！**もし他国が日本に攻めてきたら、9条教の信者を前線に送り出す。そして他国の軍隊の前に立ち、『こっちには9条があるぞ！立ち去れ！』と叫んでもらう。**もし、9条の威力が本物なら、そこで戦争は終わる。世界は奇跡を目の当たりにして、人類の歴史は変わる。」とツイートしている。

長谷川三千子ＮＨＫ経営委員

「野村秋介は神にその死をささげた」
（2013年秋の「追悼パンフレット」）

- **選択的夫婦別姓制度に反対**している。
- 男女共同参画社会に批判的で**「女性が家で子を産み育て男性が妻と子を養うのが合理的」**と主張している。また、女性に社会進出を促す男女雇用機会均等法の思想は個人の生き方への干渉だと批判し、政府に対し「誤りを反省して方向を転ずべき」と求めている。
- **絶対天皇制を肯定。**野村秋介の朝日新聞東京本社襲撃について**「彼の行為によって我が国の今上陛下は人間宣言が何と言おうが憲法に何と書かれていようが再び現御神となられた」**と追悼文集に寄せた。

放送法（抜粋）

（服務基準）
第2条　経営委員会委員は、**放送が公正、不偏不党な立場**に立って国民文化の向上と**健全な民主主義の発達**に資するとともに、国民に最大の効用と福祉とをもたらすべき使命を負うものであることを自覚して、誠実にその職責を果たさなければならない。
（忠実義務）
第4条　経営委員会委員は、**放送法その他の法令および定款を遵守**し、日本放送協会のため忠実にその職務を行わなければならない。
（信用失墜行為の禁止）
第5条　経営委員会委員は、日本放送協会の**名誉や信用を損なうような行為をしてはならない。**